

社 会 教 育

1 社会教育行政の方針と重点

令和5年度西北の社会教育行政の方針と重点は、先に青森県教育委員会が定めた「教育施策の方針」並びに「社会教育行政の方針と重点」、「文化財保護行政の方針と重点」、「体育・健康・スポーツ行政の方針と重点」を受けるとともに、管内の実情を踏まえて設定したものです。

方 針 地域住民が、自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進に努める。

課 題 学びを通じたつながりの形成

〔重 点 1〕 学校・家庭・地域の協働による 未来を担う人財の育成	1 地域学校協働活動の促進 2 地域が支えるキャリア教育の充実 3 子どもの読書活動の充実 4 家庭教育支援の充実 5 青少年の体験活動の充実
〔重 点 2〕 活力ある持続可能な地域づくりに 向けた人財の育成	1 地域活動の実践者、コーディネーターの養成 2 次代の地域を担う若者の育成 3 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援 4 多様な働き方を可能にする学び直しの機会の充実
〔重 点 3〕 生涯を通じた学びと社会参加の 推進	1 高齢者や障害者を始めとする多様なニーズに応じた学びの機会の充実 2 学習成果を生かした社会参加活動の支援
〔重 点 4〕 社会教育推進のための基盤整備	1 社会教育推進体制の充実 2 社会教育施設の機能の充実と活用の促進 3 社会教育関係職員の養成と資質の向上 4 社会教育関係団体等の活動の支援
〔重 点 5〕 伝統芸能の継承と文化財の保護	1 文化財の保護・保存 2 文化財の公開・活用 3 伝統芸能・技術の継承 4 博物館等施設の機能の充実
〔重 点 6〕 スポーツの推進	1 スポーツ参画人口の拡大 2 スポーツを通じた活力ある社会の実現 3 競技力向上と次世代アスリートの発掘・育成・強化

特に推進すべき事項

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| 1 地域人財の発掘・育成 | 2 学校・家庭・地域の協働（コミュニティ・スクールを含む） |
| 3 家庭教育支援の充実 | 4 関係機関・団体等によるネットワークづくりの推進 |

※※※ 方 針 ※※※

地域住民が、自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進に努める。

地域住民が、「自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送る」こと及び「豊かで住みよい地域社会を形成する」ことを社会教育行政の目指す状態として掲げるものです。

その実現に向けては、人々が新たな知識や技術を学び、その成果を生かして様々な地域活動に参画していくことが求められることから、学習活動を通じて社会が人を育み、人が社会をつくるという好循環を目指し、「学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進に努める」こととするものです。

※※※ 西 北 の 課 題 ※※※

学びを通じたつながりの形成

管内においては、これまで、地域学校協働活動の促進、地域活動の実践者やコーディネーターの養成、地域住民の多様なニーズに応じた学びの機会の充実、社会教育関係団体等の活動の支援などを中心に、地域全体のつながりが強化される環境づくりに努めてきました。

その結果、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進するため、社会教育と学校教育の連携・協働に取り組む市町が増えてきました。また、特定の目的や課題に対応した地域活動やボランティア活動等において、様々な関係機関・団体等が協働して実施する事業も見られるようになりました。

これからは、地域住民がコミュニティ・スクールや地域学校協働活動に参画することで、各学校の教育課程の改善・充実など効果的な学校運営につなげるとともに、今までの学びを地域住民の立場で活かせる場とすることで、学校を核とした地域づくりにつなげていくことが期待されます。また、地域住民の社会の変化に即応した様々なテーマについての学びを通じて、共に学び合い、その学習成果を地域づくりにつなげていくことが重要です。

このようなことから、今年度から「学びを通じたつながりの形成」を西北の課題とし、社会教育の一層の推進に努めることとしました。

※※※ 重 点 ※※※

西北の課題とした「学びを通じたつながりの形成」を解決していくため、県の方針と重点、西北の現状を踏まえつつ、社会教育行政4つ、文化財保護行政1つ、体育・健康・スポーツ行政1つの合計6つの重点を設定しました。

- 1 「学校・家庭・地域の協働による未来を担う人財の育成」は、学校・家庭・地域が連携・協働し、心豊かでたくましい未来を担う人財の育成を図るために設定しました。
- 2 「活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成」は、地域の活力が将来にわたって持続するよう、「生業」づくりや地域づくりに取り組むリーダーの育成を図るために設定しました。
- 3 「生涯を通じた学びと社会参加の推進」は、地域住民の生涯を通じた学びの機会の提供や、その成果を生かした地域活動への参加促進、高齢者の活躍促進を図るために設定しました。
- 4 「社会教育推進のための基盤整備」は、生涯学習の振興に資する社会教育推進基盤の整備・充実を図るために設定しました。
- 5 「伝統芸能の継承と文化財の保護」は、郷土への愛着と誇りを培い、次代へ伝えるかけがえのない文化財の保存・活用を図るために設定しました。
- 6 「スポーツの推進」は、スポーツに親しむ環境づくりと競技力を向上させる環境づくりを推進し、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現を図るために設定しました。

〔重点１〕 学校・家庭・地域の協働による未来を担う人財の育成

１ 地域学校協働活動の促進

- (1) 地域学校協働活動推進員を配置し、地域連携担当教職員との連携推進に努める。
- (2) 地域学校協働活動推進員に適切な人財が得られるよう、人財の発掘や選任の方法、養成のための研修等の充実に努める。
- (3) 地域学校協働活動を促進するため、学校と地域住民との情報や意見の交換ができ、お互いに共通理解が得られるような場の設定に努める。
- (4) 教職員等の学校関係者、地域住民、保護者等に普及啓発を図るとともに、住民等の活動への参画と関係機関・団体等との連携・協働に努める。
- (5) 地域学校協働活動等に地域人財の活用を促進するために、人財バンクやプログラムバンクを整備し、その活用に努める。

２ 地域が支えるキャリア教育の充実

- (1) 子どもが地域の一員としての自覚をもてるように、地域住民との交流や、体験活動の機会を充実するように努める。
- (2) 学校の教育活動におけるキャリア教育等に活用できるよう、地域の情報を的確に提供する仕組みづくりに努める。

３ 子どもの読書活動の充実

- (1) 子ども読書活動推進計画をもとに、地域の実態に合った読書活動の推進に努める。
- (2) 読み聞かせ活動者や読書団体、グループやサークル等の支援や活動者の育成と活用に努める。
- (3) 読書団体、グループやサークル等のネットワークづくりを促し、相互に連携協力して地域の読書環境づくりができるよう支援に努める。

４ 家庭教育支援の充実

- (1) 子育てや家庭教育に関する学習機会を拡充し、地域住民の参加を促すよう、事業の工夫に努める。
- (2) 他部局や学校・幼稚園などの関係機関と連携協力し、就学時健診や入学説明会等を利用した学習機会の提供に努める。
- (3) 地域の核となって家庭教育を支援する人財の育成と活用に努める。
- (4) 子育ての悩みや不安の解消に対応できる相談体制の整備に努める。
- (5) 子育てグループ等に関する情報の収集や提供等を行い、支援体制の充実に努める。

５ 青少年の体験活動の充実

- (1) 放課後子ども総合プラン等を活用するなど、子どもが多様な体験活動ができる機会や場の設定に努める。
- (2) 青少年の異年齢交流や世代間交流の機会の拡充に努める。
- (3) 体験活動の実施については、関係機関（学校、他部局、社会福祉協議会、社会教育施設等）や各種団体（子ども会、婦人団体、PTA等の社会教育関係団体、商工団体、ボランティア団体等）との連携強化に努める。

〔重点２〕 活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成

１ 地域活動の実践者、コーディネーターの養成

- (1) 地域活動の実践者、コーディネーターの発掘・養成のため、各方面で活躍する個人やNPO等の

民間団体の情報収集・提供に努める。

- (2) 地域活動の実践者、コーディネーターのための学習機会を充実させるとともに、それらの人財が積極的に研修に参加できるような体制づくりに努める。
- (3) 地域活動の実践者、コーディネーターが、活動においてその能力を発揮し、達成感が得られるよう支援に努める。

2 次代の地域を担う若者の育成

- (1) 若者が仲間とつながり楽しく学び活動するために、学習の目的や期待される成果の可視化を工夫するなど、若者が学び始めるきっかけづくりに努める。
- (2) 若者が地域において学習や活動及び交流を行うための、拠点づくりに努める。
- (3) 地域課題解決のための学習や活動をしている個人や団体と、若者が協働する仕組みづくりに努める。

3 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援

- (1) 地域コミュニティの活性化に向け、地域活動に関わる人財が集い・つながる場の設定に努める。
- (2) 地域活動に関わる人財がお互いに高め合い、情報やノウハウ等を交換し合うような学習機会等の充実に努める。

4 多様な働き方を可能にする学び直しの機会の充実

- (1) 自分の適性や能力をより発揮したいと考える地域住民に、キャリア形成につながる学び直しの機会を提供するため、学習機会の情報収集・提供に努める。

〔重点3〕 生涯を通じた学びと社会参加の推進

1 高齢者や障害者を始めとする多様なニーズに応じた学びの機会の充実

- (1) 地域住民が適切に学習機会を選択し、自主的に学習できるよう、情報の収集・提供に努める。
- (2) 地域課題や地域住民の学習ニーズを把握するとともに、学習者が目的を理解し、意欲的に参加できるような企画・運営に努める。
- (3) 学習者の多様なニーズに対応するため、大学や企業、NPO等関係機関との連携・協働に努める。
- (4) 高齢者や障害者を含めた全ての住民が、地域の構成員として参加できるような学習内容の開発に努める。

2 学習成果を生かした社会参加活動の支援

- (1) 学んだことがボランティア活動等の社会参加活動に結びつくよう、学習機会の提供に努める。
- (2) 地域住民が学習成果や能力を生かし、主体的にボランティア活動等の社会参加活動に取り組めるよう、情報提供や相談体制の充実に努める。
- (3) 世代間交流や地域行事への参加などを通して社会参加活動への意欲を高めるよう、高齢者を対象とした学習機会の充実に努める。

〔重点4〕 社会教育推進のための基盤整備

1 社会教育推進体制の充実

- (1) 総合的・体系的な社会教育の推進を図るため、市町における中長期の社会教育計画の策定や見直しに努める。

- (2) 行政と関係機関・団体等が、連携・協働して地域住民の学習活動を支援するネットワークづくりに努める。

2 社会教育施設の機能の充実と活用の促進

- (1) 学習や読書活動等の拠点となる社会教育施設の整備・充実に努める。
- (2) 県の社会教育施設や近隣市町村施設等とのネットワーク化を図り、事業の充実・促進に努める。
- (3) 学習プログラムや人財バンク、プログラムバンク等の情報の共有化に努める。

3 社会教育関係職員の養成と資質の向上

- (1) 社会教育の推進を図るため、資質に富んだ専門職員を適正に配置するように努める。
- (2) 社会教育関係職員の資質向上を図るため、各種研修への参加促進に努める。
- (3) 地域課題の把握・分析とその解決に向けた学習機会の設定や、住民の自主活動を啓発する取組等を通して実践的な資質向上に努める。

4 社会教育関係団体等の活動の支援

- (1) 各団体の活動状況を把握し、ねらいの達成に向けた支援に努める。
- (2) 各団体の主体的活動の展開を図るため、団体の特色を生かした研修内容等の工夫に努める。

〔重点５〕 伝統芸能の継承と文化財の保護

1 文化財の保護・保存

- (1) 地域の埋蔵文化財の分布状況や範囲確認調査、伝統的建造物等の文化財の保存・修理及び防災対策等を計画的に実施するように努める。
- (2) 文化財への理解を深めるため、歴史講座や文化財講座等を開設し、地域の文化財や伝統文化に関する学習機会を充実するように努める。
- (3) 現地調査や現状把握を行う文化財パトロールを実施することにより、文化財の保護に努める。
- (4) 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」を未来に継承するため、地域の縄文遺跡の保護・保存に努める。

2 文化財の公開・活用

- (1) 地域の文化財や関連施設をネットワーク化して広域的活用を進めるとともに、ＩＣＴ等による情報発信に努める。
- (2) 伝統的建造物等の歴史的文化遺産を積極的に公開し、伝統的な文化にふれる機会を充実するように努める。

3 伝統芸能・技術の継承

- (1) 地域で継承されてきた伝統芸能等を映像や音声で保存し、伝承活動の支援に努める。
- (2) 地域の保存会等で継承されている伝統芸能・技術の発表機会を充実させるとともに、後継者の育成支援にも努める。
- (3) 子どもの伝統芸能伝承活動を支援し、発表や交流の機会の充実に努める。

4 博物館等施設の機能の充実

- (1) 地域の貴重な文化財を公開・展示し、学校教育及び地域住民の学習活動を支援する場となるように努める。
- (2) 学芸員等の専門職員を配置し、地域の特色ある資料の収集と展示活動の充実に努める。

〔重点6〕 スポーツの推進

1 スポーツ参画人口の拡大

- (1) 幅広い世代で、それぞれのライフスタイルや興味・関心、体力や健康状態等に応じたスポーツに取り組むことができるよう、イベントを開催したり、スポーツプログラムを提供する場を確保したりするなど、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進に努める。
- (2) 地域で保護者と子どもが一緒に参加できるスポーツ教室やイベントを開催するなど、幼児期からの子どもの運動習慣確立と体力向上に向けた方策の推進に努める。
- (3) スポーツ推進委員等の人財を活用してスポーツを通じた健康づくりを推進し、運動習慣の定着が図られるよう、地域の実情に応じた運動・スポーツ活動の充実に努める。
- (4) 親子で身体を動かしたり、女性が気軽に取り組んだりすることができるスポーツ教室やイベントの開催など、女性が参加しやすいスポーツ環境の整備に努める。

2 スポーツを通じた活力ある社会の実現

- (1) 国のスポーツ基本計画や青森県スポーツ推進計画を踏まえ、各市町のスポーツ振興計画等の策定及び改定に努める。
- (2) 指導者やスポーツ推進委員の資質向上に向けた研修会の開催や、スポーツイベントの運営を支えるスポーツボランティアの育成をするなど、地域スポーツを支える多様な人財の育成と活動の場の確保に努める。
- (3) 第80回国民スポーツ大会や第25回全国障害者スポーツ大会等の機運醸成を図るとともに、大会を契機とした地域スポーツの推進に努める。
- (4) 障害のある人だけでなく、障害のない人も気軽にスポーツに参加できるスポーツ教室やイベント等の開催を通じて、共生社会の実現に向けた取組の推進に努める。
- (5) 地域スポーツ活動の場となる、学校体育施設や公共スポーツ施設の有効活用・利用促進に努める。

3 競技力向上と次世代アスリートの発掘・育成・強化

- (1) 各競技団体と連携を図りながら各種競技大会で活躍できる選手の発掘・育成・強化に努める。
- (2) 各種競技大会で活躍できる選手の育成・強化のため、選手の多様なニーズに対応できる指導者の育成及び資質向上に努める。
- (3) 年齢や障害の有無にかかわらず、誰もがスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員等の地域スポーツを支える指導者の育成に努める。
- (4) 各競技団体等の組織運営やドーピング防止に関する取組の情報提供に努める。
- (5) 地域の選手及びジュニア層の競技力向上と指導者の指導力向上を図るため、スポーツ医・科学の活用に努める。

※ ※ ※ 特に推進すべき事項 ※ ※ ※

西北の課題解決のために特に推進すべき事項として、「地域人財の発掘・育成」、「学校・家庭・地域の協働」、「家庭教育支援の充実」、「関係機関・団体等によるネットワークづくりの推進」の4つを掲げました。各市町にあっては、これら4つの事項の観点に沿ってそれぞれの地域課題を探り、地域の特色を生かした取組をお願いします。

地域人財の発掘・育成

社会教育において、学びを通じた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環が目指されてきていることから、地域づくりの中心的役割を担う人財を見つけ出し、その人財と実践的なネットワークを構築することが重要です。今後も、既成の団体やサークルにとらわれず、地域活動の実践者をはじめ、企業、NPO等、より広い枠組みで地域を見直すなどして、将来を見据えた人財の発掘と育成に向けたより一層の取組が必要です。

これらのことを踏まえ、各教育委員会においては、次の取組が大切です。

- ※ 地域住民が意欲をもって参加できるよう、地域課題解決のための学習会やボランティア養成のための研修会等の学習機会を提供するとともに、学習会等の情報提供や企画・運営の工夫に努める。
- ※ 県や各種団体などが主催する研修会等への地域住民の積極的な参加促進に努める。
- ※ 各地域の地域課題解決に向けて活躍できる人財をリサーチし、実践的な人財活用の体制づくりに努める。
- ※ 様々な領域の事業やイベントの中で常に人財の発掘を心がけるとともに、人財育成のノウハウをもつ各種団体等との協働に努める。
- ※ 各方面で活躍する個人や団体等との持続可能な協働体制を築くための関係づくりに努める。

学校・家庭・地域の協働（コミュニティ・スクールを含む）

地域全体で子どもを育むためには、学校・家庭・地域の協働による教育活動を推進していくことが重要です。平成29年の社会教育法と地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、「地域学校協働活動」の実施に向けた連携協力体制や「地域学校協働活動推進員」に関する規定が整備され、学校運営協議会の設置が努力義務化されました。管内においては、これらの教育活動に取り組む市町が増えており、子どもの成長を軸として、地域の将来を担う人財の育成を図るとともに、「学校を核とした地域づくり」を推進し、地域の創生につながっていくことが期待されます。

また、放課後子ども総合プランにおいては、子どもの居場所づくりの観点から地域の大人が関わる様々な事業が展開され、成果を上げています。これらの活動は、地域づくりの一つの方策でもあり、学校と地域が連携・協働して子どもたちの成長を支えることでお互いのつながりができるところに重要な意義を見出すことができます。社会教育行政は、今後も活動のねらいを確認する中で、それぞれの地域における課題をしっかりと把握し、具体的な施策を打ち出すことが必要です。

これらのことを踏まえ、各教育委員会においては、次の取組が大切です。

- ※ 地域住民と学校との連携協力体制を整備し、地域学校協働活動の推進に努める。
- ※ 放課後子ども総合プランを計画的に運用し、広く地域人財の活用を努める。
- ※ 教育委員会における学校教育担当者と社会教育担当者の情報交換を密にし、一体となって取り組む体制づくりに努める。
- ※ 地域の人財バンク・プログラムバンクの作成と整備、活用を努める。
- ※ PTAとの連携・協力を図り、地域の特色を生かした地域づくりに努める。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

学校や地域が抱える課題は複雑かつ多岐にわたっており、学校だけ、地域だけで解決することが難し

くなっています。そのため、学校は地域の意見を取り入れ、地域との連携・協働を図りながら教育活動が展開されるよう「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度、以下ＣＳ）」を導入していくことが期待されます。

ＣＳは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組みです。ＣＳでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

こうしたことから、ＣＳをまだ導入していない教育委員会においては、所管の学校と連携して、ＣＳの趣旨や目的、必要性や有用性について関係者への理解を図る等、計画的・段階的に導入に向けた取組を進めることが期待されます。また、設置済みの教育委員会においては、学校運営協議会の状況等についての把握と継続的な支援、その体制を整備していくことが重要です。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進について

学校と保護者や地域住民等が学校や地域の課題を共有し、共通の目標・ビジョンを持って一体となって地域の子どもたちを育てていくことは、子どもの豊かな育ちを確保するとともに、地域の絆を強め、地域づくりの担い手を育てていくことにつながります。

学校運営協議会と地域学校協働本部は、それぞれがもつ役割を十分に機能させ、一体的に推進することで、相乗効果を発揮し、学校運営の改善と地域づくりに資する活動が一層進んでいくことが期待されます。

家庭教育支援の充実

家庭教育は、それぞれの家庭において個別に行われるものですが、地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学んだり助け合ったりする機会の減少など、自然発生的に行われるような状況にはありません。そのため、行政が家庭教育の自主性を尊重しつつ、その支援に努めることが重要であり、親が他者との協働や交流の中で安心して子育てをすることができるよう、関係機関の連携はもとより、地域社会全体で家庭教育を支援する体制を整える必要があります。

社会教育における家庭教育支援は、親が子どもにかかわる上で必要な知識を獲得したり資質を向上させたりするための学習機会を提供するとともに、孤立した子育て環境にならないように、地域に働きかけをするところにあります。そのため、それぞれの地域における家庭教育の実態を把握した上で、各市町の課題を明確にして施策の方向性を定めることが必要です。

これらのことを踏まえ、各教育委員会においては、次の取組が大切です。

- ＊ 親子を対象にした既存の事業を活用しながら、地域における親同士のつながりができる事業の工夫改善に努める。
- ＊ 地域の人と人をつなぐことを明確に意図し、子育て・親育ち講座、父親のための育児講座等の開設に努める。
- ＊ 他部局、学校・幼稚園・保育所・認定こども園、ＰＴＡなどの各種関係団体、子育てグループ等との連携を深め、家庭教育にかかわる学習機会の拡充に努めるとともに、きめ細かな情報提供に努める。
- ＊ 子育てグループや地域の各種関係団体等と連携・協力しながら、身近な地域における相談対応ができる支援体制づくりに努める。

関係機関・団体等によるネットワークづくりの推進

社会教育行政部局が担ってきた社会教育の領域は、現在、その他の部局や団体等においても独自に事業が展開され、充実した実践も数多く見られるようになっていきます。

今後は、ますます多様化する住民の学習ニーズに的確に対応していくために、関係機関・団体等によるネットワークづくりを推進し、社会教育に取り組むすべての関係者が、積極的に連携・協働していく必要があります。

管内においても、行政だけでなく、行政と他の関係機関・団体等が連携・協働して地域住民の学習活動

を支援する取組も見られるようになってきました。こうした取組は、企画の幅が広がり、住民のニーズにもよりの確に対応できるため、実施された事業においては参加者が増えるなどの効果も表れています。

これらのことを踏まえ、各教育委員会においては次の取組が大切です。

- ＊ どこと、どのように連携・協働できるのかを把握するために、関係機関・団体等の目的や活動内容及び既存のネットワークについての情報収集に努める。
- ＊ 事業の実施に当たっては、目的、実施方法や内容、役割分担等について共通理解を図る。
- ＊ それぞれが有する人財や施設設備などの教育資源の効果的な活用に努める。
- ＊ 他部局との連携・協働に当たっては、事業内容に重複や偏りが出ないよう情報交換を図り、協力して取り組むようにする。
- ＊ 各教育委員会や社会教育施設などにおいて、必要に応じて市町域を越えた広域的なネットワークづくりに努める。

＊＊＊ 事業実施にあたっての留意点 ＊＊＊

西北の社会教育における課題を解決するために、社会教育行政においては、特に次のことに留意する必要があります。

- ◇ 地域の実態や住民のニーズ等をもとに目標を設定し、事業を計画・実施する。
- ◇ 事業実施後は、どの程度目標を達成したか評価し、評価結果をもとにして改善を図る。

→「計画（Plan）」→「実行（Do）」→「評価（Check）」→「改善（Action）」→

＊ 参考となる資料

・コミュニティ・スクールのつくり方	令和2年10月	文部科学省
・これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動	令和2年3月	文部科学省
・コミュニティ・スクールパンフレット2018	平成30年8月	文部科学省
・地方創生の拠点としての公民館に関する調査研究報告書	令和2年3月	国立教育政策研究所
・社会教育主事の専門性を高める現代的課題を扱った研修プログラムの開発に関する調査研究報告書	令和2年3月	国立教育政策研究所
・ボランティアの学びと地域課題解決学習の推進に関する調査研究報告書	令和2年3月	国立教育政策研究所
・青森県スポーツ推進計画	令和5年1月	青森県教育委員会
・つながろう！広げよう！みんなでつくる地域学校協働活動 地域学校協働活動ハンドブック 実践編	令和5年1月	青森県教育委員会
・改訂版あおもり親楽プログラム（2中・高校生編）	令和4年3月	青森県教育委員会
・改訂版あおもり親楽プログラム（1乳幼児・小学生編）	令和3年3月	青森県教育委員会
・地域のチカラで家庭を支える！実践事例から学ぶ 家庭教育連携・協働ハンドブック	令和2年3月	青森県教育委員会
・今がその時！みんなでつくる地域学校協働活動 ー地域学校協働活動ハンドブックー	平成31年3月	青森県教育委員会

2 社会教育関係教育委員会訪問

○ 前 期 訪 問

1 目 的

- (1) 管内教育委員会における社会教育計画策定状況や職員体制と業務内容等について把握する。
- (2) 教育事務所と管内教育委員会における事業内容を共通理解し、今後の方向性について協議する。

2 訪 問 期 間

5月下旬 ～ 6月上旬

3 訪 問 予 定 者

所長、教育課長、社会教育担当者、主任指導主事又は指導主事（1名）

4 教育委員会の出席予定者

教育長（教育次長）、担当課長、公民館長、図書館長及び関係職員

5 訪 問 時 間

1時間30分程度

6 説明及び協議

- (1) 西北教育事務所からの説明
 - ア 今年度の西北の方針・重点、課題、特に推進すべき事項について
 - イ 社会教育関係事業及び情報提供について
- (2) 市町教育委員会からの説明
 - ア 各市町社会教育行政の課題について
 - イ 今年度の方針・重点について
 - ウ 今年度実施予定の事業と改善点について
- (3) 全体協議
 - ア 「特に推進すべき事項」等について
 - イ 特に話題にしたい事項等について

※上記の進行については、教育委員会が行う。

7 訪問日までの手順

- (1) 教育事務所は、訪問期日・訪問者について各教育委員会と連絡・調整の上、実施する。
- (2) 各教育委員会は、**訪問期日の1週間前までに訪問計画書〔様式1〕を教育事務所長宛て提出する。**

〔様式1〕（A4判縦）

西北教育事務所長 殿	文 書 番 号 令 和 年 月 日 ○○○教育委員会 教育長 （公印省略）
社会教育関係教育委員会訪問計画書(前期)の提出について 記	
1 訪 問 日 時 令和 年 月 日 () ○○ : ○○ ～ ○○ : ○○ 2 場 所 3 出 席 予 定 者 (教育委員会側) 4 日 程 計 _____ 名	

※特に話題にしたい事項・助言を受けたい事項がある場合は、要点を絞り具体的に記入する。

○ 後 期 訪 問

1 目 的

- (1) 管内教育委員会における社会教育の推進状況等を把握するとともに、課題解決の方策を探る。
- (2) 次年度から始まる補助事業、委託事業についての情報提供をする。

2 訪 問 期 間

11月下旬 ～ 12月上旬

3 訪 問 予 定 者

教育課長、社会教育担当者、主任指導主事又は指導主事（1名）

4 教育委員会の出席予定者

担当課長、公民館長、図書館長及び関係職員

5 訪 問 時 間

1時間30分程度

6 説明及び協議

- (1) 西北教育事務所からの説明
 - ア 本県及び西北管内の社会教育の取組状況について
 - イ 補助事業、委託事業等について
- (2) 市町教育委員会からの説明
 - ア 今年度実施事業の成果と課題について
 - イ 来年度実施予定の事業等について
- (3) 全体協議
 - ア 「西北の課題」への取組状況等について
 - イ 特に話題にしたい事項等について

※上記の進行については、教育委員会が行う。

7 訪問日までの手順

- (1) 教育事務所は、訪問期日・訪問者について各教育委員会と連絡・調整の上、実施する。
- (2) 各教育委員会は、**訪問期日の1週間前までに訪問計画書〔様式2〕を教育事務所長宛て提出**する。

〔様式2〕 （A4判縦）

西北教育事務所長 殿	文 書 番 号 令 和 年 月 日
	○○○教育委員会 教育長 （公印省略）
社会教育関係教育委員会訪問計画書(後期)の提出について	
記	
1 訪 問 日 時 2 場 所 3 出 席 予 定 者 （教育委員会側） 4 日 程	令和 年 月 日（ ） ○○：○○ ～ ○○：○○ 計 _____ 名

※特に話題にしたい事項・助言を受けたい事項がある場合は、要点を絞り具体的に記入する。

3 講師、助言者等の派遣

- 1 教育委員会、社会教育関係団体等の各種集会、研修会、学級、講座等の講師、助言者等として要請がある場合には、これに応じる。
- 2 要請に当たっては、事前に電話等で連絡し、派遣申請書〔様式3〕を教育事務所長宛て提出する。

〔様式3〕（A4判縦）

	文 書 番 号 令和 年 月 日
西北教育事務所長 殿	○○○教育委員会（または団体名） 教育長（または代表者名） （公印省略）
講師・助言者の派遣について	
下記のとおり、所員の派遣を申請します。	
記	
1 講 師 ・ 助 言 者 2 事 業 名 3 日 時 4 場所・参加予定人員 5 依 頼 内 容 6 備 考	令和 年 月 日（ ） ○○：○○ ～ ○○：○○
(1) 開催要項等を添付のこと (2) 経費負担について (3) その他	